

商工会に加入しましょう

会員皆様方の同業者やお知り合いで、まだ商工会にご加入して頂いていない皆様方をご紹介ください。是非とも商工会へ加入して頂き、ご自身の経営にお役立て頂ければと思います。

商工会は、喬木村唯一の経済団体として位置づけられ、皆様方経営者の集まりとして、昭和35年に法制化され、65年が経過した歴史ある組織です。運営に関しては、県、村の補助金の他、皆様方から頂く会費や手数料で運営しています。

県や村の補助金を使わせて頂いていることから、金融や税務、労働といった経営改善事業については、会員・非会員を問わず支援をさせて頂いております。

しかし、村内事業者の皆様方すべてに情報をお伝えすることが出来ず、会員さんなら所在地等を把握していますので、いち早くお知らせすることが出来ますが、最近は看板も無い事業者も増えてきています。

・年会費：12,000円（最低）

事業規模、従業員数により加算されます。

詳しくは、商工会事務局か、お近くの役員さんにお声掛けください。

多くの皆様方の力で商工会を盛り上げていきましょう！

税務関係等今後の予定

個人事業者の皆様方におかれましては、決算・申告の締切の時期となりました。

- ・3月16日 個人事業者所得税確定申告期限
- ・3月31日 個人事業者消費税確定申告期限納付期日（納税を口座振替利用の場合）

・所得税4月23日（月）

延納（1/2以内を分けた場合）は6月1日に残り分

・消費税4月30日（月）

いずれも口座振替不能となれば、振替日でなく申告期限からの延滞税が発生しますので、口座の残には注意が必要です。

小規模企業共済のすすめ

国が作った経営者のための退職金制度です。

個人事業主だけでなく、奥さんなどの共同経営者、会社等役員で小規模事業者（小売・卸・サービス業は従業員数5名以下、製造業・建設業は従業員数20名以下）なら加入できます。

掛金は、月額1,000円から70,000円の範囲で、掛金全額が所得控除となります。

また、共済金（受取時）も一括なら退職所得扱い。分割の場合は公的年金等の雑所得扱いと、税制面でも優遇されています。

詳しくは商工会までお問い合わせください。

青年部員募集中!!

商工会青年部では、一緒に活動する部員を募集しています。

現大平商工会長や佐藤村長を始め、多くの経営者の皆さんが青年部を経験されております。

・部員資格（加入資格）

商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員）又はその親族若しくはその後継者と認められる者であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年齢満45歳以下の者とする。又はその事業に従事する家族となっており、現在は男女の区別はありません。女性でも加入できます。

・年会費 3,000円

・青年部の主な活動（事業計画書より）

研修・研修会：経営力向上や経営者としての資質向上のための勉強会。

地域活性化事業：地域のイベント企画や特産品のPR、まちづくり活動。

交流・ネットワーキング：地域内外の若手起業家との人脈形成。

意見活動・政策提言：地域経済の改善に向けた行政への提案。

同年代の経営者・後継者で異業種の集まりです。今後この地でご商売を続けて行くためには是非加入しましょう。

・商工会未加入者は、まずは本会に入会して頂き、青年部に加入して頂くこととなります。

対象となる方がおられましたら、ぜひご紹介（自薦他薦可）ください。

また、現部員が直接お声掛けをさせて頂く方もおられるかと思いますが話を聞いてください。